



Title	松代藩・光直系祢津氏の系譜における鷹の言説
Author(s)	二本松, 泰子
Citation	間谷論集. 2020, 14, p. 216-193
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/89870
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

松代藩・光直系祢津氏の系譜における鷹の言説

二本松 泰子

〈キーワード〉 鷹術 松代藩 祢津氏 系図

一、はじめに

平安時代末期以降、信濃国東信地域において勢力を有した滋野三家のうち、祢津氏のみ幕末まで嫡流が継続した⁽¹⁾。松代藩における当家の氏祖とされる祢津幸直（志摩）が松代藩初代藩主・真田信之に近しく仕えたことから、当家は代々松代藩の重臣として、家老クラスの禄高を得る一族となった⁽²⁾。また、この幸直は信之の命を受けて鷹狩りに関する実務に携わったことがあるなど、当家は鷹術と所縁深い。その他にも、複数冊の鷹書群が伝来している⁽³⁾。

一方、松代藩には幸直系とは別系の祢津氏も存在していた。すなわち、祢津幸直の父の兄とされる「光直」の子孫である。幸直系の祢津氏と同じく松代藩士として幕末まで存在している。また、当家にも複数冊の鷹書が伝来し⁽⁴⁾、やはり鷹術と関わる一族であったことが想像される。ところで、中世末期以降、祢津家の鷹術は武家の間で非常に隆

盛した。その所以は、光直の弟で幸直の父の兄に当たる信政（松鶴軒）が戦国時代の末期に徳川家康に重用されたことにある。すなわち、それをきっかけに、松鶴軒流の祢津家の鷹術が將軍家所縁の格式高い流派となり、主に近世期の鷹匠たちのあいだで広くもてはやされるようになった⁵⁰⁾。しかしながら、このような松鶴軒及び幸直系祢津氏所縁の鷹術と光直系祢津氏の鷹術との関連性については、現段階では未詳である。これら三家の鷹術の実態が確認できれば、中世末期以降における武家の鷹狩り文化の主要な側面を支えた「祢津家の鷹術」の全容を解明する有効な手がかりとなる。

そこで、本稿では、まず新出の光直系祢津氏の系図について注目する。具体的には、当該系図に見える鷹に関する言説を取り上げ、その伝承上の特性を考察する。それによって祢津氏における各家の系譜伝承の脈絡と鷹術伝承の実相を明らかにし、さらにはその成果を以て祢津氏同士の鷹術文化の関連性を探る一助となることを目指す。

二、光直系祢津氏の系図

今回、調査対象とした光直系祢津氏に伝来した古文書類は、ご当主の祢津喜隆氏が所蔵なさっている。その中から、本稿が取り上げる系図については、すでに拙稿で冒頭の一部を取り上げたことがある⁵¹⁾。その際に掲出した書誌について、念のため、再度以下に挙げる。

祢津喜隆氏所蔵、外題「祢津氏系圖」（縦6.6寸×横4.5寸の貼題箋）、内題「祢津系圖」（一丁表冒頭）。四ツ目綴。袋綴。青鈍色の表紙。縦28.2寸×横19.7寸。全三十一丁（うち遊紙後一丁）。罫線は朱線。

同書の中で、当家の系譜を示す部分は一丁表〜二十四丁裏である。そのうち本稿では、紙幅の関係上、一丁表〜十七丁表に見える系譜部分を抜粋して以下に引用する。※注記は□で示した。以下同じ。

祢津系圖

神武天皇以來五十六代 水尾帝御諱惟仁 文德天皇第二御子御母者閑院攝政大政大臣藤原忠仁公御娘大皇太后宮藤原明子染殿后云々

清和天皇〔仁壽二十年二御誕生 治十八年 元慶四年二月四日崩御〕
陽成天皇

貞國親王

貞保親王

貞元親王

貞純親王

滋野三家者海野祢津望月是也 幡之事 海野自戰之時ハ海野幡中左望月右祢津 望月自戰之時ハ望月旗中左海野

右祢津 祢津自戰之時ハ祢津幡中左海野右望月

幡紋之事

日輪 海野

月輪 祢津

月輪七曜九曜 望月

滋野正幡望月傳之月輪七曜九曜之文也 此幡善淵王醍醐天皇ノ御宇賜二御幡 非私共垂仁天皇ノ御時大鹿寫尊日本

姫皇女蒙 天照大神之勅詫伊勢國五十鈴川上御鎮座天下告之 其時御幡二流自天降一流日天圓形也 一流月天七曜

也 内宮外宮御尊形也 厥依御託宣此二幡奉還内裡三種神祇同事奉納之云々
 然彼善淵王此御幡賜事者並親王將門洛中退宇治楯籠時善淵(一)此御幡賜為大將軍向討手合戰打勝関東追下其恩賞彼御幡並滋野性賜任正三位大納言也

海野祢津望月三家之紋所 日輪月輪星ヲ付候處恐レ有二依テ海野八月日星ノ三ノ形ヲトリ 洲濱ヲ付候 祢津モ月ノ丸付シヲ字ニ直シ 望月モ七曜ヲ付ル也

貞元親王ハ弓馬武術ニ長シサセ玉ヒ御氣アラク世ノ人耳ヲ驚シケル時ニ難波ノ浦ニ毒魚出テ人ヲ取ル 此事ヲ聞玉ヒ親王勇士ヲ數十人集メ小船ニ漚ヲ引張り海中ニ飛入シニ魚終ニ數十人ヲ吞入ケレハ終ニ親王ヲ始メ皆々吞レケルカ人腹ノ中ニテ差通シ切ワリケル 飛ヒ出ケルカ終ニ數十人死候処ニ親王御一人ハ生販リ玉ヒテイヨク我假募リシ故終ニ信濃國江配流海野村ニ居給ヒ深井力娘仕給ヒテ男子三人ヲ設玉フ 是海野元祖也

人皇五十六代清和天皇第四之皇子奉号 滋野天皇惟即滋野氏之祖也

貞元親王〔号関善寺殿〕

幸恒〔海野小太郎 祢津之元祖善淵海野権太夫道次二男祢津小治郎直家居住信濃國小縣郡祢津郷故以祢津為家号〕

道直〔海野小太郎弟 祢津小次郎後左衛門尉 從五位下 直家事 信州小縣郡カヤノ城主〕

重俊〔望月三郎〕

貞直〔祢津神平 後美濃守 宗直 正五位下 鷹仕得名 壽永元年左馬頭義仲北國江發向之時 同道信州横田河原

合戦手負越後國直居津討死〕

春日〔春日刑部少輔〕

貞信〔浦野三郎〕

盛貞

貞俊

宗道〔祢津小治郎 左兵衛尉 從五位 建久元年庚戌十一月七日源頼頼公上洛之時先陣隨兵弟廿三番中野五郎小諸

太郎一列也同六年乙卯二月十四日將軍上洛之時供奉同三月十日為令逢東大寺供養給著御東南院自石清水直令
下向給時先陣隨兵宗道父子源平盛衰記云祢津小治郎泰平是也〕

敦宗〔祢津小治郎 左衛門尉 從五位下 建久六乙卯年三月十日東大寺供養之時弟廿四番志賀七郎笠原高六一列

也〕

宗利〔祢津七郎〕

宗能〔祢津八郎〕

是行〔祢津神平 正治二年庚申九月源頼朝公仕武勇ノ譽多シ其頃信州桔梗原ニ化鳥出人武ヲナ

ヤマシケル故化鳥退治セヨト有リケレハ神平大鷹犬引連テ桔梗力原ニ發向アル鷹ニ名術

ヲ以テツカヒケレハ美濃國土岐郡日吉村迄追掛ツヒニ化鳥退治シテ其身タカカ迄落命也

長國寺殿根津是行居士ト号スコレ祢津ノ家鷹ノ元祖也

正治二年九月廿四日卒ス〕

宗光〔祢津神太郎 法名光佛〕——光長〔祢津神平治〕——盛宗〔祢津伊豫守〕

光義〔祢津四郎 後美濃守〕

重綱〔祢津神平治 美濃守 光頼卜号〕

光氏〔祢津三郎〕——助義〔祢津右馬助〕——助善〔祢津民部〕——長重〔祢津五郎〕

頼直〔祢津甚平治〕

時直〔祢津掃部〕

長泰〔祢津美濃守 従五位下〕——泰經〔祢津民部（第2） 丞 従五位下 後美濃守 小治郎トアリ〕

氏直〔祢津治郎 美濃守 五位下〕——遠光〔祢津越後守 五位下〕

女子〔御猿御前 此御猿御前大力人ニ勝レ今祢津ニ猿橋ト申大石橋残り今猿橋ト云此人ノカケ
ラレシ橋也〕

時貞〔祢津上総介 法名龍雲 後宮内太輔 五位下〕

信貞〔祢津上総介 法名正山院〕——行貞〔祢津小治郎 法名行状〕

光直〔祿津宮内太輔 法名定津院殿行後居士 祿津村江四ノ宮権現ヲ建申候當社神主星合権頭

天文七年ノ春村上義清信州ヲ段々切取り已ニ眞田彈正忠幸隆ハ御兄海野左京太夫幸義ハ村上ト
戰ヒ討死ス此時禰津宮内太輔同弟美濃守本國ヲ退去シ上野箕ノ輪ノ城主長野信濃守ヲ頼ミ暫ク逗
留ス此時信濃守ハ雙六ヲ振りナカラ双六ノ初ノ五ト信濃衆ハ引トハ見ヘテ居ラレサリケリ 此時
幸隆初メ心掛リノ折柄武家ヨリ頼ヲ以テ武田晴信公江味方上州ノ小幡山城守ヲ始信玄公ニ付法牒
而祿津宮内太輔光直ハ一英軒幸隆ハ一德齋美濃守ハ松露軒信玄公三十一歳ニ而法性院ト申)

信政〔祿津美濃守 後松露軒 法名常安院上州碓水郡豊岡領在三万石今此村常安寺開基
也禪宗也慶長二酉年十一月廿日病死 寛政八辰年七月上州豊岡村常安寺ヨリ本家神平江二百
年法事申來ル右ニ付豊岡村へ飛脚遣シ名代越法事有ル〕

吉直〔祿津神平 早世 家断絶上州祿津是也 天正三年於參州長篠ノ軍ニ討死ス家ノ郎等落

合庄右エ門藤岡善左衛門名良原勘左衛門主人ト共ニ討死ス 此奈良原勘左門ハ當時祿津

村山ノ湯守ミハリ村庄右エ門是也〕

元直〔祿津宮内太輔 後伊豫守

天正三巴亥年三月廿一日武田勝頼壹万二千ノ人数ニ而三州長篠江発向ス此時宮内太輔元直武田方ニテ
家康公信長ノ大軍ト戦ヒ七万人ノ大軍へ構三里方馬ニナリケルト飛ヒ込々々 真田源太左衛門信綱同兵
部昌輝馬場山縣内藤始メ鉄砲ニ當リ討死ス寛政十二申年迄二百二十六年ニナル宮内太輔元直二人ノ子有リ
嫡子ハ長右衛門利直母ハ室賀入道ノ娘也二男祿津志摩幸直母ハ上州吾妻ノ住人羽尾入道娘也安房守昌幸
御由緒有二依テ志摩母ニ頼ミ給ヒ源三郎様御乳付ノ親ト成ル難髪メ貞範ト云長右エ門ニハ継母タルニ依
テ其中不和也源三郎様御城ニ居ル此故ニ何ツトナク御乳母ノ様ニ成リ人々モ御局ト云習ハセリ依之志摩

申上ル者伯父松露^{マツ}軒上州豊岡ニ罷在候是ヲ頼ミ秀吉カ家康公成トモ仕宦仕度候年来御厚恩難有ト
御暇乞シケレハ源三郎様仰ニハ我心知ヌ者ノ様ニ振捨行者カト仰セ有ル依之思ヒ止リケル

利直〔祢津長右衛門 仕真田安房守昌幸上田籠城後久土山へ参り出家而一味齋ト号〕

幸直〔祢津志摩 後助右衛門〕

仕真田伊豆守信之御婚礼ノ時東照宮ノ御娘實ハ本多平八郎忠勝息女天正十四丙戌年小松
姫君十五歳信之二十一歳御時御輿入渡レハ本多佐渡守請取後ハ祢津助右衛門勤ル元和元
年卯六月十日行年五十七歳ニテ病死 法名純公

幸豊〔祢津主水 仕真田伊豆守信之元和元年卯五月七日大坂陣ニ於テ討死行年二十九歳〕

直勝〔祢津掃部 後式部 沼田侍〕—— 忠直〔上州沼田城主仕于真田伊賀守信澄公信澄御入部ノ時廣間ニ

宮内ハ長柄之銚子持来ル此時不思儀ヤ女一人忽然ト而来ル宮内ハ次へ立脇差ヲ反リヲ打追拂ハントセ
シニ信澄止メ玉フ—— 邑直〔祢津主馬〕

信吉〔三千石 祢津伊豫守 仕于真田安房守昌幸同伊豆守信幸〕

直勝〔祢津右馬介〕—— 幸近〔祢津万治郎 後佐左エ門〕

直繁〔祢津宇右衛門〕

「信直〔御知行三千石 祿津伊豫 幼名甚五郎 後土佐〕

内室小野五郎右衛門妹

保科民部妻

市橋下総守妻

片倉小十郎妻 小野氏妹分

實真田左衛門幸村公御娘

此伊豫守者元和元卯五月七日大坂夏陣之時真田河内守信吉公御治男大内記信政公御供申大

坂江出陣右者祿津伊豫左者矢澤但馬中備者祿津主水幸豊也此時主水二十五歳討死

元和八戌年信之公上田方り松代江御所替之時御供申御安藏泉寺囲碁伊豫守子細有テ千石ニ被仰付不足

ニ而御請不申上信州水内郡之内村山江引後伊豫守嫡子八郎右門寛文元丑年五百石被下苗字御立被成下

後亦三百石御加恩被下八百石ト成内二百石祿津權丈夫江分地ス残六百石之所神平克直代迄ニ七百五十

石被成下八郎右門者寛文八申年三月中旬之比方り眼病ニテ御奉公難相勤嫡子神平幼年ニ附弟甚五兵衛

呼返シ本家之跡式相繼ス甚五兵衛ハ被召出本家三千石ノ内慶安三寅年分地ス別段御奉公相勤申候所本

家兄八郎右門眼病ニテ難相勤弟甚五兵衛直重先之養子トナリ本家跡式ヲ次八郎右門ハ君休ト改隠居ス

甚五兵衛五十石本家江時參シ百五十石ト水内郡村山ニ而畑地六十石付隠居面ニ被候所畑地ハ後口拂申

候神平弟多門又百五拾石ニ而別段ニ御奉公相勤申候此時常田圖書御知行六百石指上ケ上田表江引後百

石ニテ羅口出

實性院高安玄忠居士

元文八申年十一月廿七日

〔直次〔禰津八郎右衛門 後君休〕
通照玄微居士 元禄二己年三月廿八日 妻者恩田頼母娘太駱妙源信女貞享二丑三月廿日

(以下略)

直重〔祢津甚五兵衛 延宝三卯年正月十九日卒ス 桑原院傑山道英居士〕

直治〔祢津神平 甚五兵衛養子ト成 享保十七年子二月十八日卒ス 廓靈院戒月本光居士行年七拾六歳〕

克直〔祢津甚平 宝曆十一年巳九月十日卒ス 義海院徳潤常馨居士〕 (以下略)

祢津平治郎〔義海院弟 七兩貳分五人扶持被召出勤 尤本家方五拾石分地 法名心海清安居士 宝永二酉年六月十日〕

女〔沢幹之助 妻〕

女〔三川谷丈夫 妻〕

女〔岩崎藤十郎 妻〕

女〔宮嶋請左衛門 妻〕

直勝〔禰津甚五兵衛 初小膳 平次郎弟 養子ト成 法名量海宗寿居士 妻ハ松平伊賀守殿御家中 梅戸仁左衛門娘

法名□海量雲大姉〕

直孝〔青木浪江 青木忠丈夫ケ養子ト成 法名廓樹院〕

祢津小膳〔妻ハ直勝娘 實ハ遠藤惠左衛門弟養子〕——直春〔祢津左盛 妻ハ禰津要左衛門娘〕

右によると、当家は清和天皇の流れを汲む滋野三家のひとつとされる。このような当該系図における滋野三家（海野・祿津・望月）の氏祖に関わる部分の系譜については、すでに拙稿において他家に伝わる祿津氏の系図との比較検討を試みたので参照されたい⁷⁾。

さて、右掲の系図においてもっとも注意されるのは、当家の直系の祖とされる「光直」の存在であろう。彼については『統群書類従第七輯上』所収の滋野系図や、右掲の系図で光直の弟とされる信政系の祿津家系図及び同じく幸直系祿津氏の系図には存在しない人物で、管見において右掲の系図でしか確認することができない。右掲の注記によると、祿津村に四宮権現を建立した人物とされ、さらには、海野幸義が村上義清との戦で討死した時に、弟である信政とともに本國を退去して上野国箕輪城主の長野業正を頼ってしばらくその地に逗留したという。そのあと、真田幸隆が武田信玄側に付いた由が記され、光直もそれに追従したことを窺わせる。さらに法体となった光直は一英軒、幸隆は一徳斎、信政は松露（正しくは鶴）軒、信玄は法性院と称したことなどが記されている。

その光直の子である信吉は、真田昌幸及び信之に仕えて三千石を領したといい、その子である信直も三千石の知行地を得ていた由を注記する。また、この信直については、別項目でさらに詳しい注記が見える。それによると、信直は、信之の次男で松代藩第二藩主となった真田信政に供奉して大坂の陣に出陣し、矢澤頼康や禰津幸豊とともに戦ったという。さらに、元和八年（一六二二）に信之が上田から松代に移封する際にも信直は供奉し、千石の知行地を下されようとしたがそれを不足として請けず、信州水内郡のうちの村山に隠居したという。その後、信直の嫡子である八郎右（衛）門が寛文元年（一六六一）に五百石の知行地を下され、さらにその後三百石加増されて合計八百石となったという。さらにそれを同族に二百石分地したなど、知行地の石高についての変遷も記されている。また、この八郎右（衛）門は眼病となったために本家の当主を勤めることが難しくなり、弟の「甚五兵衛直重」を養子として家を継がせたという。その他にも当家の知行地の石高に関する具体的な情報が記載されている。この信直が、松代藩における実質的な当家の初代と言えよう。

以上のような当家の系譜において、『諏訪大明神画詞』で「東国無双ノ鷹匠」と評された祢津貞直は、「鷹仕得名」と注記され、やはり鷹術で名を挙げた人物とされている。しかし、それ以上に重要なのは、その貞直の孫に当たる「祢津神平是行」という人物の注記に見える鷹術関連の言説である。同注記によると、是行は源頼朝に仕えて武勇の誉れが多かった人物という。さらに続けて、信州桔梗原（現・長野県松本市）に化鳥が出て人武（人民か）を悩ませたため、是行はその化鳥を退治せよとの命を受け、大鷹・犬を引き連れて桔梗が原に発向したと記される。そして是行は、鷹に名術を以て遣うと、化鳥を美濃国土岐郡日吉村（現・岐阜県瑞浪市日吉町）まで追いかけてついに退治するが、自身も鷹も犬も落命したという。そして、長国寺では根津是行居士と称し、「祢津ノ家鷹ノ元祖」であるとす。また、是行は正治二年（一一二〇）九月二十四日に卒したとも記す。

このような是行の注記において注目されるのは、彼を祢津家の鷹術の元祖と主張している点である。すなわち、右掲の注記に見える是行の化鳥退治譚は、近世後期における当家の鷹術由来を示す重要な逸話と見なされることが想定されるものである。

三、祢津是行の鷹術伝承

前節において紹介したように、禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』に見える「是行」の注記には、彼に戒名を授けた寺院として「長国寺」が記される。この寺は、美濃国恵那郡大井（現・岐阜県恵那市大井町）にある曹洞宗寺院である。当寺には『長國寺略縁起書』という略縁起を記したテキストがあり、その奥書によると、永祿二年（一五九九）に同寺の住職である義正和尚が書き記した縁起書を慶長十九年（一六一四）に同じく長国寺僧侶の怨元が書写したものとという。この縁起書によると、鳥羽天皇の時代に「信濃州禰津ノ城主住持郎甚平惟之」^{コレヒキ}が、同寺院に安置されていた妊観音のご利益で嫡子の「惟清」を授かり、後に異形の雉（化鳥）を追いかけたという逸話が記載されている。

「惟之」は「是行」の名前と音が通じることから、同書に見える化鳥に関する叙述は、禰津喜隆氏所藏『禰津氏系圖』における是行の注記と関連することが想定されよう。以下に、同書における該当部分を挙げる。

其後建久之間、惟之同惟清狩^{カリシテ}信之桔梗原^ニ而見^ル一白雉^ニ悦放^テ鷹^ヲ。雉以^テ三重羽^ノ神鳥^ト高^ク羽音^ヲ、飛鳴^{シテ}還^ル。佈鷹^ヲ。惟之願放^レ狗逐^レ之。衆人、防^ニ四方^ヲ、擧^テ聲^ヲ、逐^レ雉^ヲ。白雉高擧^ク、指^{シテ}西空^ヲ怒飛^ク。鷹狗雖^レ逸物^ト、不能^レ捉^ム之。頻追^レ跡行^ク。禰津父子、知^ニ是化鳥^ト、制^レ人^ヲ不^レ令^レ逐^ル。鷹丞一人疾進^テ尋^レ之去^ル。終入^ニ澗州慧奈郡^ニ、勢絶^テ而死^ス矣。白雉、鷹、狗者至^ニ土岐郡日好月好里^ニ、共氣絶^ス矣。蓋雉鷹狗共是以^テ神明之再化^{シテ}而、本地藏觀音普賢之方便力^ヲ假現^{シテ}析^ク下^ニ於^テ惟之誇^シ殺生勇力^ノ之心上^ニ也。其後三物雖^レ二死^{シテ}而有^レ野、太靈甚^ク毒^{シテ}而、人畜飛走^シ其觸^ル。其氣^ハ者當^ニ處^ニ儘^ニ死^ス矣。郷民畏^レ之立^テ社^ヲ、請^テ神官^ヲ、號^シ日好明神^ト而、恭祭^ス之然而。人物無^レ惱^ム。若有^レ累^ニ則^シ以^テ魚肉五穀飯^ヲ爲^シ祭^ト則時平復^シ得^ル。福者多^ク矣。厥至^ニ今^ニ神異甚^ク新^シ也。況^ヤ於^テ昔^ニ每年日月糞^ヲ降^ル此宮^ニ社^ニ。得^ル之、人免^ニ一切厄難^ト云。當時、禰津、聞^ク神異靈^ヲ、忽翻^シ殺生勇武惡心^ヲ、恒念^シ彌陀觀音地藏名號^ヲ、日々歸^シ善心^ヲ、遂以^テ建曆二年壬申之春^ニ、再詣^シ大井之兩觀音^ニ、次至^ニ日好郷^ニ、具問^ク白雉鷹狗落處^ヲ、聞^ク其社異靈^ヲ、愈生^シ信心^ヲ、命^シ神主^ヲ、抽^ク實^ヲ、祭^ス之再拜^{シテ}而退^ル。

(恵那市大井町上宿小島祥瑞瑞氏所藏『長國寺略縁起書』(8))

右によると、建久年間に惟之と惟清は、信濃の「桔梗原」で鷹狩りをしていたところ、一羽の白雉を見つけて鷹を放ったという。雉は八重羽の神鳥(雉)で羽音が高く、飛びながら鳴いて鷹を恐れさせた。惟之は怒り、犬を放ってこれを追い、衆人も四方に声を挙げて雉を追った。白雉は高く飛び上がり、西へ向かって飛んで逃げた。鷹と狗は逸物ではあるがこの雉を捕らえることは叶わず、頻りに跡を追う。禰津父子はこれが化鳥であることを知り、追わせるのをやめた。鷹匠が一人でこれを尋ねて行ったところ、美濃国恵那郡(現・岐阜県恵那市)に入つて息絶えて死ん

だ。また、白雉と鷹および狗は土岐郡の「日好月好里」（現・岐阜県瑞浪市日吉町および明世町）に至り、気絶した。ただし、雉・鷹・犬はともに神明の化身で、本地はそれぞれ地藏、観音、普賢であったものを、惟之の殺生をたしなめるために化現したという。その後、これら三つの動物たちは死後に野にあって崇りなす存在となり、人間や家畜はそれらの気に触れることごとく死んだ。郷民たちはこれを恐れて社を建てて神官をよび、「日好明神」と号して恭しく祀ると、人々は悩みが無くなった。もし累が及ぶならば、魚肉及び五穀飯を以て祭ると災いが平復して幸いを得る者が多かった。それは今に至るまで靈験あらたかで、まして昔日は言うまでもない。この社を得てから人々は一切の厄難から逃れることができた。その時、禰津（惟之）はその靈威を聞き、たちまちにして殺生の武勇を誇る悪心を改め、常に阿弥陀・観音・地藏の名号を念じて日々善心に帰ったという。そして、ついに建暦二年（一一二二）の春に大井の両観音（長国寺）に再詣した途次に（土岐郡の）日好郷に至り、白雉・鷹・犬の落ちたところを詳しく訪ねてその社の靈威を聞き、ますます信心を起こして神主に命じてこれを祭祀し、再拝して退出したという。

右掲の『長國寺略縁起書』の叙述と、前掲の禰津喜隆氏所藏『禰津氏系圖』に見える是行の注記の言説を比較すると、化鳥が信州桔梗原から美濃国土岐郡日吉村に逃げたとするモチーフが一部重なるものの、主題そのものは大きく異なっている。すなわち、禰津喜隆氏所藏『禰津氏系圖』では、人々を悩ませる化鳥に対して是行が鷹を遣つて退治し、落命したという悲劇の英雄のような逸話を伝えるのに対して、『長國寺略縁起書』では、地藏・観音・普賢が化現した雉・鷹・犬によって惟之が悪心を改心するという神明の靈験譚のような叙述となっている。さらに、同書に見える惟之は、特に鷹術に長けた人物とされているわけではない。

ところで、宮内庁書陵部所藏『根津志摩守卜有之鷹書』（函号一六三一九六八）は、その序文によると「甚兵衛」という人物が十二歳のときに「根津志摩守」の元に奉公していた際に盗み写した秘伝書であるという。ここに見える「根津志摩守」とは、祢津幸直（志摩）のことであろう。先述したように、幸直は祢津光直の弟の子で、同じ松代藩士一族である。それならば同書は、光直系の一族と所縁深い鷹書ということになる。同書にも、崇りなす雉を

「祢津甚平」が退治する逸話が記載されている。該当する叙述は以下の通り。

四拾八 八重羽の雉の事

一 信濃国に小縣地熊大かけの淵二八重羽雉有。内裏へしやうけをなし人民取事かきりなし。仁徳天皇御宇、其後、百済国の帝より清来と申僧渡時、政頼將軍彼僧二鷹の秘傳を傳る。祢津甚平幾度も鷹を含ぬれば彼八重雉、鷹を淵へ引付る事かきりなし。此よし政頼將軍申。政頼聞えて百済国の清来二惣傳の巻物を祢津甚平二渡足二てたくみ申せとの給。其時祢津、大鷹と船と番せ犬と鬻を番せよくく飼主仕入時分、よき比、彼大かけの淵え入さかし出。彼白符鷹を含ぬれば雀の鷹犬と心得、彼淵へ引入、原を犬淵え入、さかし押出しぬれば八重羽の雉、淵え入事ならず。淵より西国をさして飛にける。雉、草臥て美濃国おくい宿町頭にて鷹と犬にとられ、死。鷹も犬も祢津もつかれて死す。今に至也。みの、国な、いの町頭（ついで）に鷹と犬と祢津とせきとう三たい有。亦、鷹と犬と祢津と美濃国の大社と神成。鷹の宮、犬の宮、す、めの宮、祢津の宮、四ヶ所有。それよりして、天下なやむ事なしと申傳也。清来、佛法衆生の為に来る也。是仁徳天皇御宇時也。

- 一 日吉ヒハ 鷹の宮 一 月吉ハ 菫のみや
- 一 星吉ハ 犬のみや 一 大明神ハ祢津のみや

歌ニいわく

疾ひるのさかいハ愛に有明の月吉日吉里をならへて

(宮内庁書陵部蔵『根津志摩守卜有之鷹書』「四拾八 八重羽のきしの事」)

右掲の叙述は、ところどころ文脈が飛躍(混乱)して、文意の分かりにくい箇所がいくつもある。そこで、その内容をまずは整理する。すなわち、信濃国の「小縣地熊大かけの淵」に八重羽の雉がいたという。それは、内裏に崇り

をなし、人々に害をもたらすことが限りなかった。仁徳天皇の時代の後、百済国の帝から清来という僧が我が國に渡ってきて、政頼將軍に鷹術の秘伝を伝えた。「祢津甚平」は八重羽の雉を退治すべく、幾度も鷹を合わせると、雉は鷹を測に引き付けた。このことを「政頼將軍」に申し上げると、政頼は百済國の清来から相伝した巻物を「祢津甚平」に渡し、工夫するように命じる。その時、「祢津」は大鷹と鶴を番いにし、犬と鬻を番いにしてよく飼いならし、よい時期を見計らって「大かけの測」に探しに出る。雀と鷹と犬の活躍により、八重羽の雉を探し出してそれが測へ入れないようにしたので、雉は測から西國を指して飛んで逃げた。雉はくたびれて「美濃國おくい宿町頭」という場所において鷹と犬に捕らわれて死ぬ。鷹も犬も「祢津」も疲れて死ぬ。今に至って、「みの、國な、いの町頭」にて鷹と犬と「祢津」が石塔三体で祀られ、さらには美濃國の大社の神になる。「鷹の宮」「犬の宮」「す、めの宮」「祢津の宮」の四箇所があるという。それ以来、天下において悩むことがなくなると伝わっている。また、清来は仏法衆生の為に来たという。それは仁徳天皇の時代である。また、日吉、月吉、星吉、大明神はそれぞれ鷹、雀、犬、「祢津」の宮であることを説き、続いて「月吉日吉里」を詠みこんだ和歌を一首掲出している。

右掲の叙述によると、化鳥である八重羽の雉がいたのは「小縣地熊大かけの測」(未詳)となっていて、禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』や『長國寺略縁起書』が信州桔梗原と伝えるのは相違する。さらに、雉が逃げて死ぬ場所であると同時に鷹と犬と祢津が死ぬ場所でもあるところを「美濃國おくい宿町頭」(未詳)、鷹・犬・祢津が祀られる場所を「みの、國な、いの町頭」(未詳)と記述し、禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』や『長國寺略縁起書』が美濃國土岐郡日吉村で雉を退治したとする叙述と異なっている。このような細かな異同をはじめとして、右掲の叙述では突然雀が登場したり、ところどころに「清来」や「政頼將軍」が登場して鷹の伝來說話の様相を一部示すなど、独自のモチーフが記載されている。その一方で「祢津甚平」が、皆を悩ます八重羽の雉について鷹と犬を使って退治し、自身も落命するという悲劇の英雄的な叙述が見られる点は、禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』に見える是行の注記と脈絡を通ずるといえよう。

最後に、上野国吾妻郡（現・群馬県吾妻郡）の根津氏に伝来した古文書に記載される是行の化鳥退治譚について紹介する。当家は、戦国時代く近世初期において岩櫃城の城主であった真田氏配下の祢津氏から分家した一族という。ご当主の根津光儀氏がご所蔵されている古文書群のうち、是行の化鳥退治に関する記載が見られるのは、『根津甚平由来記』『遺書之事』の二点である。そのうち、まずは、『遺書之事』について取り上げる。同書は、縦^{24.8}寸×横^{18.7}寸の卷子本で、その奥書によると、正保四年（一六四七）三月十五日に、吾妻郡の曹洞宗寺院である専龍院の僧侶が記したものとされる。その内容は、当世代々の当主の事蹟を記したもので、是行は当家の二代目当主となっている。該当部分の記述を以下に挙げる。

二代 當山開基長國寺殿根津是行大居士 甚平是行 根津甚平者鎌槍持軍ニ候テ武勇之誉多し。

後鳥羽院御宇、信州桔梗ヶ原二刃ノ雉子と云化鳥出テ人民ヲナヤマス。依之化鳥退治之蒙勅命ヲ、桔梗原ニ至リ、大鷹、犬ヲ具せ率、時ノ声ヲ上レバ化鳥、西ヲサシテ逃去リ、美濃國日吉村ニテ犬、鷹、化鳥ト共ニ食合、死ス。是行毛精根尽、大井村ニテ死ス。此宿入口長國寺ニ石碑有リ。

正治二年^庚九月廿四日也

右掲の記事によると、長國寺の根津是行居士は甚平是行と称し、鎌・槍を以て戦に出て武勇の誉れが多かったという。後鳥羽院の時代に信州桔梗ヶ原に刃の雉という化鳥が出て人民を悩ましたため、化鳥退治の勅命を蒙った是行は桔梗ヶ原に至り、大鷹と犬を率いて関の声を挙げると、化鳥は西を指して逃げた。美濃國日吉村において犬と鷹が化鳥と食い合い死んだ。是行も精魂が尽き果てて、大井村で死んだ。この宿の入り口の長國寺に石碑があるとされる。このような是行の化鳥（刃の雉）退治譚は、前掲の禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』に見える是行の注記に相対的に最も近い。両書の言説を比較すると、右掲の『遺書之事』に見える叙述は、化鳥について「刃の雉」と記すこと、犬・

鷹が死んだ場所と是行が死んだ場所を別々にして、是行の死んだ場所を「大井村」としていることなどが禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』との大きな違いとして挙げられる。その他には、禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』に見える言説よりも、『遺書之事』の逸話の叙述の方がより詳しい内容となっている。このような表現レベルの異同を踏まえると、両書の間直接的な影響関係（典拠関係など）は無かったことが推測される。

次に、『根津甚平由来記』について取り上げる。同本ももとは一枚綴りの卷子本であったものが、継ぎ目の糊が剥がれて二枚（一枚目は縦^{27.9}寸×横^{39.5}寸、二枚目は縦^{27.9}寸×横^{39.1}寸）の紙片となっている。以下に全文を挙げる。

根津甚平由来記

一 根津甚平は清和天皇の第四の宮、定安親王と申奉ル。此若宮、御心入邪にて、御父帝みゑいりよ二叶ハズ、信州小縣郡え遠流し給い、則根津ト云所ニ住給ふ間、御子三人有、権太郎称津二郎望月三郎とて、是真田家の先祖也。二男次郎の末ニ根津甚平是行ト云物有。かま倉將軍ニ使て武勇の譽多し。其頃、後鳥羽院の御宇也。終ニ信州吉京ケ原ニ化鳥出て人民をなやますの由、京戸え聞え、彼化鳥退治の勅命、祢津の家ネ之下ル。是行、畏奉り、手勢三百余人、大鷹数多、犬數十疋引連、ききやうが原へはつかう有ル。變化と申は大成ル雉子也。常の鳥とはかはり、羽が八重羽ニ生イ劍の如く、口ばしとがりて刃ニにたり。仍て八重羽のきじ共又刃の雉子共申傳也。然ルニ犬たかあまたかけ士卒は時の声を上げ、鉦大子を鳴しせめ立レバ化鳥せん方つき、西をさして逃去ルの跡をしたふて、追欠行ニあまたのたか犬も道にて食合て死す。大たか一羽犬一疋みの、国日吉村と云所にて化鳥たか犬共ニ食合て死ス。仍て日吉村の氏神ト祭り有之也。根津是行も馬諸共大井村にて落命ス。于時正治二年庚九月廿四日也。根津の妻夫人の跡をしたい、大井村え尋来り。なきからをほうむり、大成五輪を建立し、長国寺ト云一寺ヲ開基して改名。當山開基長國寺殿根津是行居士トの位はいを立、同所舟岡山長光寺觀音ミえ詣て曰ク、我身は、くはいたい也。願は男子平産して根津の家を續かせ給へと一心に誓願して本国ニ帰る。程なく男子出生し

て、根津の家を立ル。夫方年々布施みつぎを送りし所、天正年中武田四郎勝頼の軍勢、みのゝ国ニはつこうの時、火を欠、大伽らんをやき捨ル也。其後、根津のみつぎはたへたり。然レ共観音今ニまします也。是を根津観音共又の子観音共申也。靈験新たにして、くはいたいの人、参けい常ニたへずと也。甚平の位はい、武具馬具色々長国寺の什物ニ残り有之也。

右

文政六末の七日入峯の砌り、大井宿長国寺は先祖の開基成ル事書傳有しゆへ、佛參被住僧え尋候へば、位はいえ焼香相濟。其後、住物口見仕右のゆいしよ書、其寺ニ有之候間、住僧えむしん被写来り申候。以上。

文政十亥七月十四日

上州吾妻郡御原村高沢山祝住 本龍院弁了秀寛 敬書

進上 根津仙有様

右の奥書によると、文政六年（一八二三）六月七日、吾妻郡にある本龍院という寺院の僧侶である弁了秀寛が入峯の際に、当家（根津家）の先祖が開基したとされる大井宿長国寺に詣でて由緒書を写したことが記されている。同書はそれを、文政十年（一八二七）七月十四日に弁了から根津仙有という当家の人物に宛てたものという。その本文内容は、是行の化鳥退治が長国寺の開基由来となった経緯を述べるものである。すなわち、根津甚平の氏祖は清和天皇の第四宮で定安親王という。この宮は邪心が多いため父帝の叡慮にかなわず、信州小縣郡に遠流され、根津というところに住んで三人の御子をもうけ、それが真田家の先祖になったという。そのうちの二男の末裔に根津甚平という人物がいて、鎌倉將軍に仕えて武勇の誉れが多かった。当時は後鳥羽院の時代であった。その時、「信州吉京が原（＝桔梗原）」に化鳥が出て人民を悩ませている風聞が都にまで伝わる。その化鳥退治の勅命が根津家に下され、それを受けた是行は手勢三百余人と大鷹多数、犬数十匹を引き連れて桔梗原に発向する。化鳥とは大きな雉のことで、常

の鳥とは異なり、羽が八重羽に生えて劔のようなくちばしがとがって刃に似ていた。そのため、八重羽の雉または刃の雉とも言う。是行が引き連れていった犬・鷹は多数駆け巡り、士卒は鬨の声を上げて鉦太鼓を鳴らして責め立てれば化鳥は仕方なく西を指して逃げた。そのあとを追いかけた鷹や犬は道中、食い殺されて死ぬ。大鷹一羽・犬一匹が美濃国日吉村というところで化鳥・鷹・犬とともに食い合つて死んだため、日吉村の氏神と祀つた。祢津是行も馬もろとも大井村で落命した。ときに正治二年九月二十四日のことである。懐妊中の根津の夫人がその後、大井村に来て亡骸を葬つて長国寺という一寺を開基し、当山開基として、「長國寺殿根津是行居士」の位牌を立て、舟岡山の長光寺観音に詣でて男子安産を祈願する。ほどなくして無事に男子が生まれ、根津の家を興した。それより毎年貢物・布施を送っていたが、天正年中に武田勝頼が攻めてきた時、大伽藍が焼失したのを契機に貢物は絶えた。しかし、観音はまだあるため、これを根津観音または子観音といい、参詣者が絶えない。甚平の位牌や武器・馬具などが長国寺の什物に残っていると言う。

このような同書に見える是行の化鳥退治譚は、禰津喜隆氏所藏『禰津氏系圖』の類話と大きく異なる内容となっている。たとえば、前者は化鳥退治を所以とする長国寺の開基伝承を伝えるが、後者においてそのような記載はない。その他にも、細かな点に至るまで両書の叙述には相違する部分が多い。その中で本稿が注目したいのは、右掲の『根津甚平由来記』では、化鳥について「刃の雉」とも言う旨を記し、犬・鷹が死んだ場所とは是行が死んだ場所を別々にして、是行の死んだ場所を「大井村」としている叙述である。これらはいずれも禰津喜隆氏所藏『禰津氏系圖』の類話と異なるモチーフであるが、『遺書之事』に見えるそれとは一致する。そもそも『遺書之事』は、右掲の『根津甚平由来記』を抄出したような内容と言えよう。ところで、右掲の根津光儀氏所藏『根津甚平由来記』は、幕末に弁了が書写したものであるが、当時の長国寺は中山道を通る旅人に同名の文書を木版刷りで売っていたという¹⁰⁾。東昇によつて全文が紹介された木版刷りの当該文書は、十九世紀の前半に肥後国天草郡高浜村(現・熊本県天草市)の庄屋となつた上田宜珍が蒐集した史料類の中に含まれるもので¹¹⁾、その本文は右掲の『根津甚平由来記』の叙述とほ

ば一致している。ちなみに、同じ長国寺所縁の『長国寺略縁起書』に見える類話とは異なり、『根津甚平由来記』が是行を悲劇の英雄として描くのは、長国寺が『長国寺略縁起書』以降に祢津氏側の伝承を採り込んだためであろう。前掲の『根津甚平由来記』の記述を鑑みると、祢津氏が同寺のパトロンであった時期が存したかもしれない。そのような状況を反映した縁起伝承である可能性も考えられよう。以上のことから、上野国吾妻郡の根津氏に伝来した『遺書之事』及び『根津甚平由来記』に見える是行の化鳥退治譚と、禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』の類話は、長国寺の伝承を通じて連繫していることが指摘できよう。

おわりに

以上において、近世期の松代藩に仕えた光直系祢津氏の鷹術伝承について検証してきた。すなわち、まずは新出の光直系祢津氏の系図である禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』について取り上げ、当家の鷹術の祖とされる是行関連の言説について考察した。具体的には、当該系図の注記に見える是行の化鳥退治譚について、いくつかの類話と比較検討することで相対的な特性を明らかにした。その結果、禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』に見える是行の言説は、美濃国恵那郡大井にある長国寺の縁起伝承と連動するもので、同じく松代藩士である幸直系祢津氏所縁の鷹書に見える説話や、戦国時代〜近世初期に分家して上野国吾妻郡に居した根津氏の系譜に見える家伝とも近似することが判明した。このことから、近世期における是行の化鳥退治譚は、長国寺を介した「祢津氏の系譜伝承」として祢津一族の間に共有されていたことが推察されよう。その中で、禰津喜隆氏所蔵『禰津氏系圖』は、それを当家の鷹術伝承に組み込んでいる点において独自性を指摘できる。

一方、光直の弟で幸直の父の兄の松鶴軒から伝授されたという「祢津家の鷹書」は、いずれも祢津家ではなく他の氏族に伝来している⁽¹¹⁾。こういった「他家に伝わる松鶴軒系の鷹書群」には、このような化鳥退治譚の類話は確認

できない。このことから、同じ「祢津家の鷹術」でも、松鶴軒系と光直系の鷹術伝承では位相の異なることが予想される。この問題については、次稿に期したい。

注

- (1) 二本松泰子「近世期における祢津氏嫡流の家伝について―新出の祢津氏系図を端緒として―」福田晃他編『唱道文学研究第 十二集』(三弥井書店、二〇一九年十一月)、一九七頁〜二〇頁。
- (2) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』第一編第二章「祢津流宗家の鷹術―祢津志摩の鷹書―」(三弥井書店、二〇一八年二月) 五十一頁〜八十六頁など。
- (3) 注1二本松論文及び二本松泰子「信州諸藩の鷹狩り―松代藩の祢津家の鷹書―」『グローバルマネジメント』第二号(二〇二〇年三月刊行予定)、頁数未定。
- (4) 注2二本松論文。
- (5) 注2二本松著書など。
- (6) 注1二本松論文。なお、長野県立図書館蔵『松代藩士系図全』(資料番号0104163225、請求番号N28833)に所収されている二種類の系図や山中さゆり「福津家文書について―戦国期における真田家家臣の動向―」『松代(付・年報)』第二十八号(二〇一四年三月) 四十七頁で紹介されている執筆者作成の当家系図とは内容が異なっている。
- (7) 注1二本松論文。
- (8) 恵那市史編纂委員会編『恵那市史史料編』(恵那市、一九七六年三月) 一一六頁〜一一六七頁。
- (9) 恵那市史編纂委員会編『恵那市史 通史編第二卷』(恵那市、一九八九年三月) 七九三頁。
- (10) 東昇「一九世紀前期肥後国天草郡高浜村庄屋上田宜珍の家祖調査―美濃大井の根津甚平と信濃祢津、鷹―」(京都府立大学

学術報告 人文」第六十八号、二〇一六年十二月）三一六頁〜三二七頁。

(11) 富山藩及び加賀藩に鷹匠として仕えた依田氏や江戸時代初期に小諸城代を勤めた屋代秀正など。

謝辞・付記など

本稿をなすにあたり、貴重な資料の閲覧・引用をお許しくくださった福津喜隆氏と根津光儀氏に心より感謝申し上げます。

本稿は、二〇一九年〜二〇二一年度科学研究費補助金（基盤研究（C）「中世から近世にかけての放鷹文化における鷹書の体系化を目指す研究（課題番号 19K00325）」の成果の一部である。

ニホンマツ ヤスコ（長野県立大学グローバルマネジメント学部）

The Discourse on Falconry in the Genealogy of the Mitsunao Lineage of the Nezu Family of the Matsushiro Domain

NIHONMATSU Yasuko

Based on the newly sourced materials in the possession of Yoshitaka Nezu, a descendant of Mitsunao Nezu, a feudal warrior of the Matsushiro domain in the early modern period, this paper examined the transmission context of the discourse on falconry that can be seen in the genealogical lore of this family. In other words, regarding the discourse related to Koreyuki, who is considered the father of falconry in this family, several similar stories in the “Genealogy of the Nezu Family,” in the possession of Yoshitaka Nezu, are introduced and compared. It was discovered that the discourse on Koreyuki that is seen in the “Genealogy of the Nezu Family” in the possession of Yoshitaka Nezu is connected with the falconry book passed down in the family of Yukinao Nezu, who was a Matsushiro feudal warrior and part of the same family, and with the family traditions passed down by the Nezu family that became a separate branch during the Sengoku period to the early modern period and lived in Agatsuma County, Kozuke Province. Taking these findings into account, it is supposed that the Nezu family has shared the falconry tradition that is unique to the family, and developed it by incorporating it into each text.